

令和5年度 職員の給与の男女の差異の情報公表  
(警察官)

特定事業主名：富山県警察本部

1. 全職員に係る情報

| 職員区分              | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|-------------------|---------------------------------|
| 任期の定めのない常勤職員      | 81.6%                           |
| 任期の定めのない常勤職員以外の職員 | - %                             |
| 全職員               | 82.0%                           |

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

| 役職段階 | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|------|---------------------------------|
| 警視   | 104.0%                          |
| 警部   | 93.6%                           |
| 警部補  | 89.6%                           |

(2) 勤続年数別

| 勤続年数   | 男女の給与の差異<br>(男性の給与に対する女性の給与の割合) |
|--------|---------------------------------|
| 36年以上  | 89.0%                           |
| 31～35年 | 94.4%                           |
| 26～30年 | 93.9%                           |
| 21～25年 | 83.1%                           |
| 16～20年 | 83.8%                           |
| 11～15年 | 83.7%                           |
| 6～10年  | 88.4%                           |
| 1～5年   | 100.7%                          |

【説明欄】

- ・ 給料表（同一の給・号給）において男女の差異はない。
- ・ 本調査における「給与」は、所得税法第28条における給与所得（通勤手当等の実費経費や退職手当を除く。）をいい、扶養手当、住居手当等を含む。
- ・ 他機関からの出向職員は、勤続年数「1～5年」区分に含まれることから算出数値が実態とかけ離れたものになるため除く。
- ・ 任期の定めのない常勤職員以外の職員とは、「再任用職員」「短時間勤務職員」を示し、女性警察官に該当する職員がいないことから「- %」と表示した。
- ・ 扶養手当、住居手当、単身赴任手当について、世帯主や住居の契約者となっている男性が受給している場合が多く、扶養手当の受給者に占める男性の割合は約95%、住居手当の受給者に占める男性の割合は約85%、単身赴任手当の受給者に占める男性の割合は100%である。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。